

地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第6条）
- 第2章 役員（第7条－第10条）
- 第3章 業務の範囲及びその執行（第11条・第12条）
- 第4章 資本金等（第13条・第14条）
- 第5章 雑則（第15条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この地方独立行政法人は、産業技術に関する試験研究及びその成果の普及を推進するとともに、ものづくり分野における技術支援、人材育成等を積極的に展開することにより、鳥取県の産業活力の強化を図り、もって経済の発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

（名称）

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人鳥取県産業技術センター（以下「法人」という。）とする。

（設立団体）

第3条 法人の設立団体は、鳥取県とする。

（事務所の所在地）

第4条 法人の主たる事務所は、鳥取県鳥取市に置く。

（法人の種別）

第5条 法人は、特定地方独立行政法人とする。

（公告の方法）

第6条 法人の公告は、主たる事務所の適当な場所に備え置き、及びインターネットを利用して一般の閲覧に供する方法その他適当な方法により行う。

第2章 役員

（定数）

第7条 法人に、役員として理事長1人、理事3人以内及び監事2人以内を置く。

（職務及び権限）

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長を補佐して法人の業務を掌理する。

3 理事は、理事長があらかじめ指定した順序により、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は鳥取県知事（以下「知事」という。）に意見を提出することができる。

（役員の内命）

第9条 理事長及び監事は、知事が任命する。

2 理事は、理事長が任命する。

(役員任期)

第10条 理事長の任期は、4年とする。

2 理事の任期は、4年とする。

3 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての法第34条第1項に規定する財務諸表の承認の日までとする。

4 役員が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、再任されることができる。

第3章 業務の範囲及びその執行

(業務の範囲)

第11条 法人は、次に掲げる業務を行う。

(1) 産業技術に係る相談、試験研究、分析及び支援に関すること。

(2) 産業技術に係る試験研究の成果の普及及び活用に関すること。

(3) 試験機器等の設備及び施設の提供に関すること。

(4) 前3号の業務に附帯する業務を行うこと。

(業務方法書)

第12条 法人の業務の執行に関し必要な事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書の定めるところによる。

第4章 資本金等

(資本金)

第13条 法人の資本金の額は、鳥取県が出資する別表に掲げる資産について、当該出資の日における時価を基準として鳥取県が評価した価額の合計額とする。

(残余財産の帰属)

第14条 法人が解散した場合において、債務を弁済してなお残余財産があるときは、その残余財産は、鳥取県に帰属する。

第5章 雑則

(規程への委任)

第15条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程の定めるところによる。

附 則

この定款は、法人の成立の日から施行する。

附 則

この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この定款は、総務大臣の認可のあった日から施行する。

(経過措置)

2 この定款の変更の施行の際現に監事である者の任期(補欠の監事の任期を含む。)については、

変更後の地方独立行政法人鳥取県産業技術センター定款の第 10 条第 3 項の規定にかかわらず、
なお従前の例による。

別表（第13条関係）

1 土地

名 称	所 在	地 積
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎敷地	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	20,074.79 平方メートル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所敷地	米子市日下字堂平影 1239番、字堂平日南 1247番、字坂前 1477番1	55,193.11 平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所敷地	境港市中野町字下荒蒔 2032番3	2,111.59 平方メートル
計		77,379.49 平方メートル

2 建物

名 称	所 在	延床面積
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎エントランス棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	234.17 平方メートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎企画管理棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	2,062.62 平方メートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎研究棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	3,455.38 平方メートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎実験棟1	鳥取市若葉台南七丁目1番1	1,428.20 平方メートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎実験棟2	鳥取市若葉台南七丁目1番1	947.38 平方メートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎車庫棟	鳥取市若葉台南七丁目1番1	110.96 平方メートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎回廊	鳥取市若葉台南七丁目1番1、1番2	195.72 平方メートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎ガス保管庫・自転車小屋	鳥取市若葉台南七丁目1番1	32.36 平方メートル
鳥取県産業技術センター 鳥取庁舎薬品庫	鳥取市若葉台南七丁目1番1	20.44 平方メートル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所本館	米子市日下字堂平日南 1247番、字堂平影 1239番	11,313.21 平方メートル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所機械室	米子市日下字坂前 1477番1	140.00 平方メートル
鳥取県産業技術センター 機械素材研究所排水処理棟	米子市日下字堂平日南 1247番	100.00 平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所本館	境港市中野町字下荒蒔 2032番3、2032番1	1,599.83 平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所実験棟	境港市中野町字下荒蒔 2032番3、2032番1	288.82 平方メートル (H27.10.30除却)
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所車庫	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	36.58 平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所危険物倉庫	境港市中野町字下荒蒔 2032番1	11.72 平方メートル

鳥取県産業技術センター 食品開発研究所自転車置場	境港市中野町字下荒蒔 2032 番 3	21.10 平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所ポンプ室	境港市中野町字下荒蒔 2032 番 1	12.94 平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所特殊ガスボンベ庫	境港市中野町字下荒蒔 2032 番 1	6.79 平方メートル
鳥取県産業技術センター 食品開発研究所高機能開発支援棟	境港市中野町字下荒蒔 2032 番 3、2032 番 1	494.11 平方メートル
	計	22,512.33 平方メー トル